

# 大切にしたい 優しい気持ち 温かい心

12月4日～10日は人権週間

12月10日は人権デー

人権は難しいものでしょうか。また、自分には無関係のことでしょうか。

そんなことはありません。日々の生活の身近な場面で、人権に関することはさまざまあります。

日常のあなたの言動が、周囲に勇気を与え、支えになっている半

面、心を深く傷つけている場合もあります。

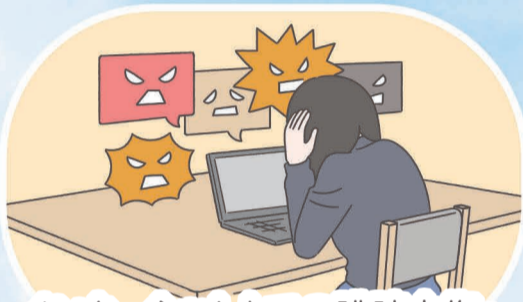
自分を大切にすることと同じくらいほかの人も大切にすること。みんなが幸せに暮らしていくために、自分に何ができるのか考えてみましょう。

**問合せ** 総務企画課人権推進係 ☎内線2271

## 暮らしのなかにも身近な人権問題があります

ここで紹介しているものは一例です。

人権に関する困りごとは、迷わず相談しましょう。



インターネット上での誹謗中傷・特定地域に対する差別



ワクチン接種を希望しない人への差別



子どもへの虐待



配偶者等への暴力(DV)



高齢者への暴言・暴力



障がいをもとにしたサービス提供の拒否



職場におけるハラスメント



性自認・性的指向に対するからかい・いじめ



特定の国籍の人々への差別的言動(ヘイトスピーチ)

## ▶ 相手を思いやり、尊重し合う地域社会に向けて

人は誰もが生まれながらにして幸せに生きる権利を有しています。コロナ禍において、命の尊さ、絆の重要性を再認識した今こそ、改めて私たち一人ひとりがかけがえのない存在であるという認識を持ち、相手を思いやり、尊重し合う地域づくりを進めていくことが重要です。それはまた、この荒川の街に息づく、郷土を愛し、人を思いやる温かい心と共通するものです。区では、こうした地域社会の実現に向けて引き続き全力で取り組んでまいりますので、区民の皆様におかれましても一層のご理解とご協力をお願いいたします。

我が国においても、近年、児童や高齢者に対する虐待や、配偶者暴力等、社会的に弱い立場の方々の人権侵害が増加しています。また、長引くコロナ禍で、感染者等に対する差別や偏見等、さまざまな人権課題が浮き彫りになってい

ま。二十一世紀は「人権の世紀」と言われています。これは、すべての人の人権が尊重され、幸福を実現できる時代にしたという世界中の人々の願いが込められたものです。しかし、現実には、今もなお、世界各地で紛争や迫害により、子どもを含めた罪のない多くの人々の命が失われており、人種や性別等を理由とする人権侵害も後を絶ちません。





荒川区長  
にしかわ たいいちろう  
西川 太一郎

# 人権が尊重される温かい地域社会をつくるのは私たち


## インターネットによる人権侵害をなくしましょう

- インターネット上で、個人を誹謗中傷したり、差別的な書き込みをする等の人権侵害が発生しています
- SNSによる子ども同士のいじめや、誘い出し等による性的被害や暴力行為等の犯罪行為も発生しています
- 手軽に利用できるインターネットですが、他人が不快に思うことや個人情報を書き込まない等、正しく利用し、被害者にも加害者にもならないようにしましょう

- ▶違法・有害情報相談センター(総務省) (右の二次元コード)  <https://ihaho.jp/>
- ▶子どものネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」(東京都) (右の二次元コード)  <https://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp/>

## 新型コロナウイルス感染症・ワクチンの接種に関連した誤解や偏見をなくしましょう

- 感染者等に対する偏見を持ったり、差別をしないようにしましょう
- 新型コロナワクチンの接種は、本人の意思に基づき受けるものです
- さまざまな事情等により接種していない方に対して、接種の強制や差別的な取り扱いをしないようにしましょう

- ▶新型コロナウイルス感染症に係る人権問題に関する専門電話相談(東京都) ☎(6722)0118 (月～金午前9時30分～午後5時30分)
- ▶みんなの人権110番(東京法務局) ☎0570(003)110 (月～金午前8時30分～午後5時15分)
- ▶インターネット人権相談受付窓口(法務省) (右の二次元コード)  <https://www.jinken.go.jp/>

## 子どもの命と権利を守りましょう

- 区では、令和2年7月から、荒川区子ども家庭総合センターで児童相談所業務を開始し、地域の関係機関と緊密に連携し、児童虐待等から子どもを守る体制の強化・充実を図っています
- 心身に深刻な影響を及ぼす虐待から子どもたちを守るために、子どもや親からのサインを見逃さず、地域全体で見守り、児童虐待を防止しましょう
- また、出産や子育ての悩みは一人で抱え込まず、相談窓口へ相談しましょう

- ▶荒川区子ども家庭総合センター ☎(3802)3765 (月～金午前8時30分～午後5時15分)
- ▶児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189 (24時間・年中無休) ※虐待を受けていると思われる子どもがいた場合、すぐに児童相談所に通告・相談できます
- ▶あらかわキッズ・マザーズコール24 ☎0120(536)883 (24時間・年中無休) ※妊娠・出産・育児の悩みを、看護師等の専門スタッフに相談できます

## DV(配偶者等暴力)は人権を侵害する行為です

- DVは、肉体的にも精神的にも被害者を深く傷つける行為であり、許されるものではありません
- DVは、外部から気付くことが難しく、誰にも相談できないまま深刻化しやすい傾向があります。不安を感じたときは、一人で悩まず相談窓口へ相談しましょう
- また、被害の相談を受けた場合には、相談窓口への相談を勧める等、被害者に寄り添った対応をしましょう

- ▶DV相談+ (内閣府) ☎0120(279)889(24時間・年中無休)
- ▶荒川区配偶者暴力相談支援センター ☎(3806)3075 (月～金午前8時30分～午後5時)
- ▶こころと生き方・DVなんでも相談(アクト21) ☎(3809)2890 (第1(水)午後5時～8時、第1(金)・第2(水)・第4(水)・金午前10時～午後4時、第2(金)・第3(水)・金午後2時30分～午後8時、第2(土)午前10時～午後3時(予約制))

## 高齢者の人権を尊重しましょう

- 施設や家庭内等で発生する高齢者虐待には、暴力や暴言、無視、資産を勝手に使う等の行為があります
- 高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法等も大きな社会問題となっています
- 虐待や詐欺の被害に気付いたときは、相談窓口へ連絡しましょう
- 認知症等による判断能力の不足を補うための成年後見制度の活用が必要な場合は、費用助成の制度等があります。相談窓口へご相談ください

- ▶おとしよりなんでも相談(区役所2階高齢者福祉課内) ☎内線2675 (月～金午前8時30分～午後5時15分)
- ▶各地区の地域包括支援センター
  - 南千住東部☎(3805)5702 ●東尾久☎(5855)8513
  - 南千住西部☎(5604)5710 ●西尾久☎(3893)3555
  - 荒川☎(5855)3323 ●東日暮里☎(5615)3171
  - 町屋☎(3894)3568 ●西日暮里☎(3807)3828
- ※各地区とも(月～土)午前9時～午後5時
- ▶成年後見センター・あんしんサポートあらかわ(荒川区社会福祉協議会) ☎(3802)3396 (月～金午前8時30分～午後5時15分)

## 障がい者を理由とする偏見や差別をなくしましょう

- 障がい者が日常生活や社会生活を円滑に営むためには、「物理的なバリア(施設等における段差等)」や「制度的なバリア(就業等に関する制約等)」、「情報のバリア(情報入手に関わる制約等)」のほか、「心のバリア(偏見、無理解、無関心)」を取り除くことが大切です
- 障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに尊重し、支え合って暮らしていけるよう、一人ひとりが4つのバリアフリーに取り組みましょう
- また、障がいを理由とする差別等を受けた場合は、相談窓口へ相談しましょう

- ▶障害者福祉課相談支援係(区役所1階) ☎内線2685 (月～金午前8時30分～午後5時15分)
- ▶荒川区障がい者虐待防止・差別解消センター ☎(3802)3151 (24時間・年中無休)

## ハラスメントはやめましょう

- 「嫌がらせ、いじめ」を意味するハラスメントは、日常生活のさまざまな場面で問題となっており、例えば次のようなものがあります
  - ▶パワーハラスメント(職場等での優位性を利用した嫌がらせ)
  - ▶セクシュアルハラスメント(不快な性的言動等)
  - ▶マタニティハラスメント(妊娠・出産を理由とした嫌がらせ)
  - ▶カスタマーハラスメント(顧客の不当な要求や悪質なクレーム)
- 相手を不快にさせ、尊厳を傷つける言動は、人権侵害に当たるという認識を持ち、相手の気持ちに配慮した言動を心掛けましょう
- ハラスメントで悩んでいる方は、相談窓口へ相談しましょう

- ▶足立総合労働相談コーナー(東京労働局) ☎(6684)4573 (月～金午前9時～午後5時)
- ▶東京都ろうどう110番(東京都) ☎0570(00)6110 (月～金午前9時～午後8時、(土)午前9時～午後5時)

## 多様な性のあり方について正しく理解しましょう

- 「法律上の性」と「心の性(性自認)」が一致していないことや、恋愛・性愛の方向(性的指向)が同性や両性に向いていること等に対する偏見や差別に悩み、生きづらさを感じている人がいます
- 性のあり方にも個性があることを正しく理解し、日ごろから配慮した言動を心掛けましょう
- 区では、すべての人が自分らしく生きることができる地域社会の実現を目指し、令和4年4月25日から「荒川区同性パートナーシップ制度」を運用しています
- 相談窓口は、当事者の方や家族、職場関係の方も利用できますのでご相談ください

- ▶LGBT専門相談(アクト21) ☎(3809)2890 (第4(水)午後4時～6時(予約制)) ※祝の場合は第3(水)
- ▶Tōkyō LGBT相談専門電話相談(東京都) ☎050(3647)1448 (水)・(金)午後6時～10時


## 部落差別(同和問題)を正しく理解しましょう

- 部落差別(同和問題)は、歴史的な過程で作られた身分制度や人々の意識に起因する差別であり、我が国固有の重大な問題です
- 近年、インターネット上で、特定の地域を同和地区として掲載する等の悪質な事案が発生しています
- 部落差別解消法に基づく国の実態調査結果\*では、部落差別(同和問題)に関する正しい理解が進む一方、偏見や差別は依然として解消していないことが報告されています
- 正しい知識を持ち、差別解消に向けて取り組みましょう
- \*法務省「部落差別の実態に係る調査結果報告書」(令和2年6月)

- ▶総務企画課人権推進係(区役所4階) ☎内線2271 (月～金午前8時30分～午後5時15分)
- ▶同和問題に関する専門相談(東京都) ☎(6240)6035 (水)・(金)午前9時～正午、午後1時～5時

## 外国人の生活習慣等を理解・尊重し 偏見や差別をなくしましょう

- 外国人であることを理由として、賃貸住宅への入居拒否や就労に関して不合理な扱いをするといった事案が発生しています
- また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動(ヘイトスピーチ)が社会的な問題となっています
- 文化等の多様性や外国人の生活習慣等を理解し、お互いを尊重し合う関係を築いていきましょう
- 差別等でお困りの方は、外国語での相談に対応している相談窓口にご相談しましょう

- ▶外国語人権相談ダイヤル(法務省) ☎0570(09)0911 (月～金午前9時～午後5時)
- ▶外国語インターネット人権相談受付窓口(法務省) (右の二次元コード)  <https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01> [対応言語] 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語

## 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しましょう


- 犯罪被害にあった方やその家族の中には、周囲の心ないうわさや中傷・偏見等によって精神的な苦痛(二次的被害)を受け、長期にわたり苦しんでいる方がいます
- 特に、性犯罪・性暴力の被害者は、被害の深刻さにもかかわらず、誰にも相談できず、必要な支援が行き届かない恐れがあります
- 被害者およびその家族が置かれた状況や心情を理解し、気持ちに寄り添った対応をしましょう

- ▶公益社団法人被害者支援都民センター ☎(5287)3336 (月)・(水)・(金)午前9時30分～午後5時30分、(火)・(木)午前9時30分～午後7時
- ▶東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター(性暴力救済ダイヤルNāNā) ☎(5607)0799 (24時間・年中無休)

## 拉致問題についての関心と認識を深めましょう

- 1970年代から80年代にかけて、北朝鮮当局により、日本各地で多くの日本人が拉致され、区内でも拉致の可能性のある特定失踪者が存在します
- 我が国の主権に対する侵害であり、重大な人権侵害である拉致問題の解決は、国民的な課題であり、国際社会全体で取り組むべき課題です
- この問題を決して風化させることなく、解決に向けて、一人ひとりが関心と認識を深めていきましょう

### 12月10日～16日は 北朝鮮人権侵害問題啓発週間です

- 平成18年6月、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対応に関する法律」が施行され、本週間が定められました。 
- ▶内閣官房拉致問題対策本部 (右の二次元コード) <https://www.rachi.go.jp/>

さまざまな人権問題を正しく理解し、偏見や差別のない地域社会にしていきたいと思います。

※特段の記載がない限り、祝日の相談はお休みとなります

## 災害に伴う人権問題について理解を深めましょう

- 災害時の避難所でのプライバシーの確保や、高齢者・障がい者・難病患者・乳幼児・妊産婦・外国人等の要配慮者の特性に合わせた配慮や環境整備等が課題になっています
- 災害時には、要配慮者の情報把握や避難支援、避難所等での生活支援等で、近隣住民の助け合いが必要です
- また、風評に基づく心ない嫌がらせ等で、被災地から避難された方々を傷つけることのないようにしましょう

## HIV感染者やハンセン病患者等に対する 偏見や差別をなくしましょう

- HIV感染・エイズ、ハンセン病等の感染症では、病気に対する誤った知識や理解不足により、職場や日常生活等におけるさまざまな場面において、患者や元患者、その家族に対する差別やプライバシー侵害等の問題が発生しています
- 感染症に対する正しい知識と理解を深め、偏見や差別をなくしましょう

## アイヌの人々に対する偏見や差別をなくしましょう

- 北海道を中心とした地域に古くから住むアイヌの人々は、近世以降の国の政策によって、伝統的な生活様式等の生活基盤や独自の文化を失い、さまざまな差別を受けてきました
- アイヌの人々の歴史、文化、伝統等に関する理解を深め、偏見や差別を解消していきましょう

## 刑を終えて出所した人やその家族に対する 偏見や差別をなくしましょう

- 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や悪意のあるうわさ等により、住居の確保や就職等が難しく、円滑な社会復帰の妨げとなる場合があります
- 刑を終えて出所した人が更生できるよう社会全体で理解を深め、支援していきましょう

## 路上生活者に対する偏見や差別をなくしましょう


- さまざまな理由で路上生活を余儀なくされている方々に対する嫌がらせや暴行事件等が発生しています
- 路上生活者の置かれている状況や自立支援の必要性を理解し、路上生活者に対する偏見や差別をなくしましょう

## 人身取引に関心と理解を深めましょう

- 人身取引は、犯罪組織等が、暴力や脅迫等の手段を用いて、女性や子ども等を別の国や場所に移動させ、性的搾取や強制労働等を強要する犯罪であり、重大な人権侵害です
- 一人ひとりがその実態を知り、社会全体の課題として受け止め、犯罪防止に努めましょう

### 人権週間講演会

## 隣にいるかも!?LGBTQの子どもたち

日時	12月10日(土)午後2時～4時
会場	ゆいの森あらかわ ゆいの森ホール
定員	90人(申込順) ※手話通訳あり
託児	2歳以上の未就学児、4人まで(申込順) ※託児申込は12月6日(水)午後5時まで
講師	杉山文野氏(NPO法人東京レインボープライド共同代表理事)
申込み	電話・ファクス・荒川区ホームページ(右の二次元コード)で、イベント名・住所・氏名・電話番号・託児の有無(有の場合はお子さんの氏名と年齢も)を、荒川さつき会館 ☎(3802)2050 FAX(3802)2998 

## LGBT写真展・LGBT関連図書展示

LGBT理解促進のための写真展と図書展示を開催します。

- ▶期間会場 ▶12月14日(水)まで…………… ゆいの森あらかわ1階・2階
- ▶12月9日(金)～令和5年11月11日(水)…尾久図書館2階・2階
- ※尾久図書館の写真展は12月20日(水)～

# ひとりで悩まず、誰かに相談 ~あなたの街の相談パートナー

## 人権擁護委員をご存じですか

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員は、地域の方等からの人権相談や、人権を尊重することの大切さについて理解を深めるための普及啓発等の活動を行っています。

### 相談活動

人から嫌がらせや差別を受けたり、人権を侵害されたりして困っている方の相談に応じます。秘密は厳守します。

**日時** 第2(休)午後1時30分～3時30分(事前予約制)

**費用** 無料 **予約・問合せ** 総務企画課人権推進係 ☎内線2271

#### 区内の人権擁護委員(50音順・敬称略)

- ▶伊藤 花恵
- ▶上原憲太郎
- ▶宇津井洋子
- ▶小澤 清
- ▶小林美奈子
- ▶神 真理子
- ▶神保 秀久
- ▶砂田 厚美
- ▶高田 正道
- ▶松熊 貴代
- ▶宮本美和子



### 人権を尊重し合える社会のために 人権擁護委員 小澤 清氏

この3年、コロナ禍で不安やストレスの日々が続いています。また、世界ではロシアとウクライナの戦争が始まり、多くの生命が失われる等の深刻な人権侵害が起っており、人権尊重の必要性が一層強く求められています。

令和4年度の法務省の人権啓発キャッチコピーは『「誰か」のこと じゃない。』です。この思いは、国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)が掲げる基本理念「誰一人取り残さない」とも共通する考え方です。

私たち人権擁護委員は、一人ひとりが「誰かのこと」ではなく「自分のこと」と捉えていけるよう、「人権の花運動」「全国中学生人権作文コンテスト」「人権教室」等の啓発活動を行っています。悩んでいることがあれば、小・中学生の皆さんに学校を通じて配布している「子どもの人権SOSミニレター」や「子どもの人権SOS-eメール」等を利用して、いつでも相談してください。私たち人権擁護委員が丁寧にお答えします。

私は、人とのあいさつや対話を大切にしています。気持ちよくあいさつできれば心

が通います。また、相手を尊重(リスペクト)すること、相手の身になって考えることで、お互いの人権が尊重され、豊かな人間関係が築かれると思います。これからも、人権擁護委員の活動を通して、人権を尊重し合える社会づくりのお手伝いできればと思っています。



学校での人権講話の様子

### 普及啓発活動

#### 人権の花運動

子どもたちが協力して花を育てることを通じて、命の大切さや相手への思いやりの心を育むことを目的に実施しています。令和4年度は、第六瑞光小学校とひぐらし小学校の子どもたちが取り組みました。



▲第六瑞光小学校の皆さん



▲ひぐらし小学校の皆さん

#### 人権教室

人権擁護委員が小・中学校を訪問し、人権についての授業を行い、思いやりの心や人権尊重の大切さを一緒に考える取り組みを行っています。

#### 全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生が、日常生活で感じた人権に関する作文を書くことを通じて、人権尊重についての理解を深め、豊かな人権感覚を身につけることを目的に実施しています。

令和4年度は、荒川区代表として諏訪台中学校1年・金田真依さんの「声をかける大切さ」が選ばれました。

### 子どもたちの人権メッセージ

小学生が、身近にある人権についての考えをメッセージにすることで、人権への理解を深め、人権尊重の意識を育むことを目的に実施しています。令和4年度は、荒川区代表として第六瑞光小学校5年・遠藤智喜さんの作品が選ばれました。



みんな同じ

第六瑞光小学校5年 遠藤智喜さん

これは、ぼくが買物をしてい  
るときの話です。周りを見回す  
と、ふと車いすに乗っている人  
目につきました。そのときです。  
その人がタオルを落としてしまっ  
たのです。  
ぼくにとつてそれは、ただの落  
とし物です。しかし、相手にとつ  
ては大切なものかもしれませ  
ん。だから、ぼくは、タオルをひろ  
って「タオル落とししましたよ」  
と声をかけて渡すようにしていま  
す。  
しかし、そのときは、  
「タオル落ちましたよ」  
と声をかけることができませ  
ん。  
家に帰るとき、ぼくはどきどき  
しました。(もし、あの人がタ  
オルのことに気付かずに帰ってしま  
っていたらどうしよう)という思  
いがずっと頭の中にあつたから  
です。  
なぜ、ぼくはそのとき言えな  
かつたのかを考えました。  
ぼくは、自分で階段を上り下り  
したり、電車やバスに自分で乗  
ったり降りたりすることができま  
す。しかし、それらは足  
不自由な人は自分ではできませ  
ん。誰かの支えがあつてできる  
ことです。だから、車いすに乗  
っている人には、いつも助けてくれ  
る人がいると思つていました。  
あの時のぼくは、(あの人に  
は、きつと助けてくれる人がいる  
だろうから、ぼくでなくてもいい  
よね)と無意識に特別な目で見て  
しまつて行動できなかつたので  
す。  
このことから、人を見た目で判  
断せず、誰に対しても同じよう  
に、自分からタオルを手に取り  
「タオル落とししましたよ」  
と一言、声をかけるようにしたい  
と思ひました。